

令和7年度第1回 武藏村山市行政改革推進委員会会議次第

日 時：令和7年9月17日（水）
午後2時から
場 所：301会議室（市役所3階）

日 程	内 容
開 会	
委員の委嘱等	<input type="radio"/> 委員の委嘱 <input type="radio"/> 委員の紹介 <input type="radio"/> 事務局職員の紹介
報 告 事 項	1 行政改革推進委員会について 2 武藏村山市第七次行政改革大綱推進計画（令和7年度）の策定について
議 題 1	委員長及び副委員長の互選について
議 題 2	令和6年度末における第七次行政改革大綱の推進状況について
議 題 3	その他
閉 会	

報告事項 1 行政改革推進委員会について

1 行政改革推進委員会の所掌事務等

武藏村山市行政改革推進委員会（以下、「当委員会」という。）は、本市における行政改革を推進し、もって開かれた簡素で効率的な市政運営を図るために設けられたものである。所掌事務は、一つ目に、市長の諮問に応じ、行財政運営の在り方に関すること及び行政改革の方策に関することについて審議を行い、答申を行うものである。二つ目に、行財政運営及び行政改革に関する施策の推進に関し、必要に応じて市長に対し意見を行うものである。

（資料一覧 1 ページ 「資料 1 武藏村山市行政改革推進委員会条例」参照）

2 行政改革推進委員会の委員

当委員会は、7人の委員をもって組織されており、委員の任期は、委嘱日である令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となる。

（資料一覧 3 ページ 「資料 2 武藏村山市行政改革推進委員会委員名簿」参照）

3 行政改革推進委員会の会議の開催

当委員会の会議は、各年度の上半期及び下半期にそれぞれ1回、年間で2回の開催を予定している。

なお、令和7年度をもって現行の武藏村山市第七次行政改革大綱の計画期間が満了することから、次期計画の策定に向けた審議を行う必要があるため、令和7年度は年間で最大8回の開催を予定している。

4 行政改革大綱

令和3年3月に武藏村山市第七次行政改革大綱を策定し、推進期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間としている。

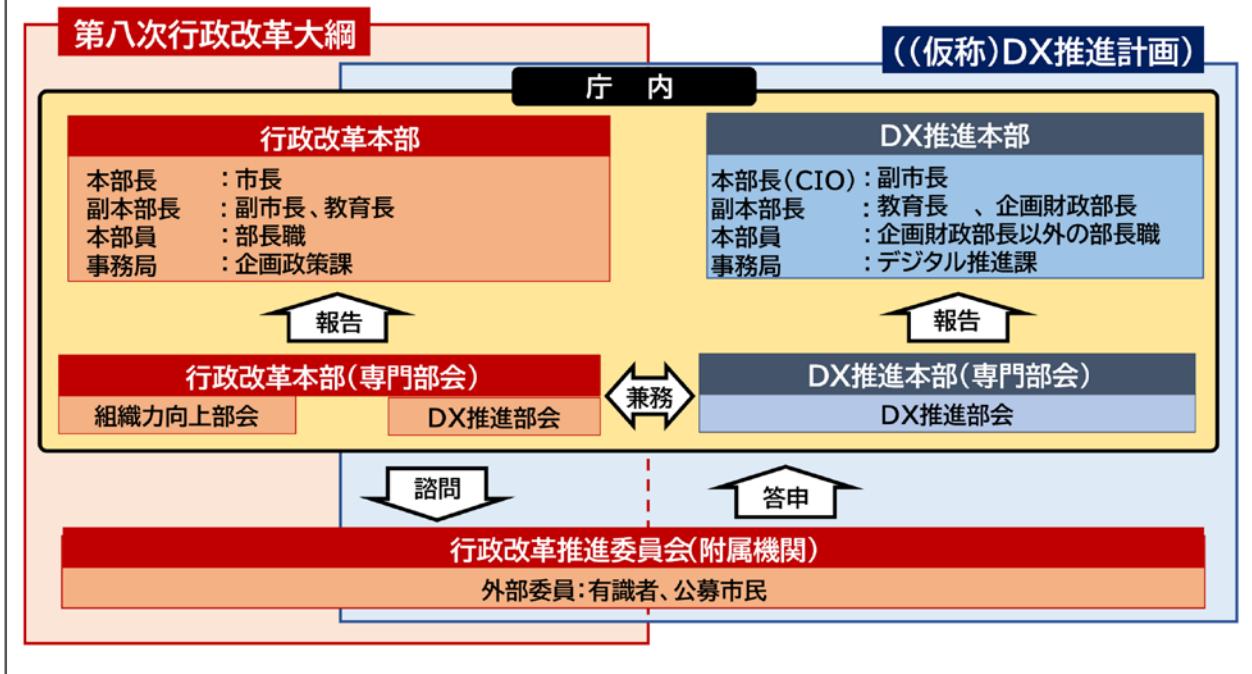
「行政改革大綱」は、本市が取り組むべき行政改革の基本理念等を定め、長期総合計画に掲げる政策の実現を支える行政改革の指針として、中・長期的な行財政運営の在り方を示すものである。

基本理念を着実に達成し、具現化するために、体系化した全82の推進項目を登載している。

（別添資料：「武藏村山市第七次行政改革大綱（令和3年度～令和7年度）」参照）

なお、前述した令和7年度に着手する次期計画の策定に当たり、効率的な推進方法等を検討した結果、デジタル化やDX施策を行政改革の一部として捉え、武藏村山市第八次行政改革大綱と令和7年度に計画期間が満了する武藏村山市第五次情報化基本計画の次期計画として新たに策定する（仮称）武藏村山市デジタル・トランسفォーメーション（DX）推進計画を一体的に策定することとしている。

■武藏村山市第八次行政改革大綱及び（仮称）武藏村山市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の策定体制



5 行政改革大綱推進計画

本市の行政改革を計画的かつ着実に推進するため、「行政改革大綱推進計画」を毎年度策定し、社会経済情勢の変化等に応じて実施時期や所管課等を適宜見直していくこととしている。

（別添資料：「武藏村山市第七次行政改革大綱推進計画」参照）

6 行政改革の推進体制

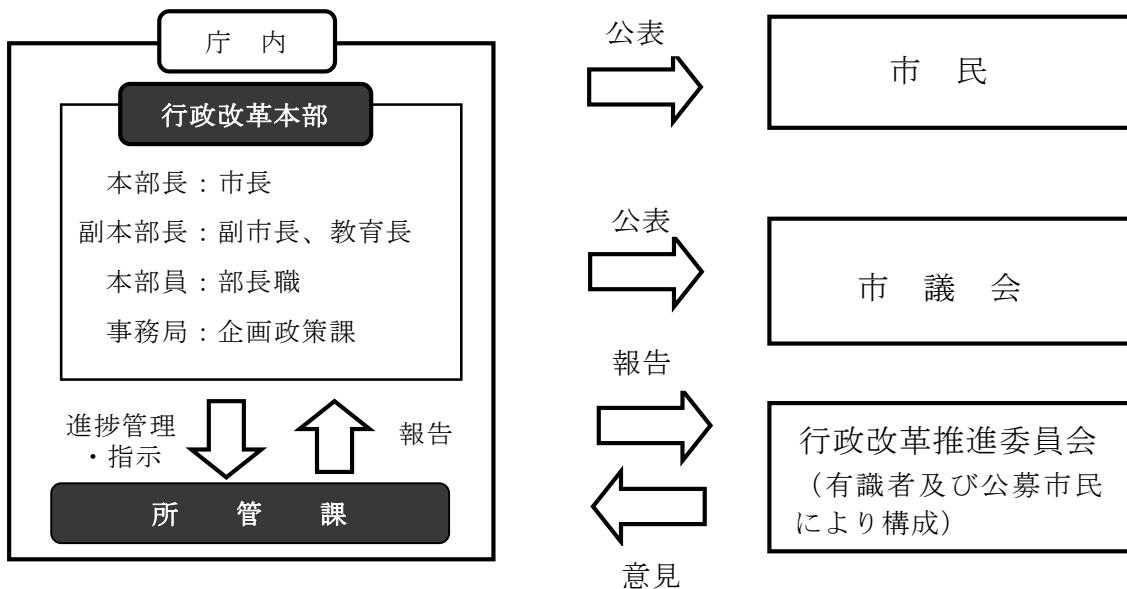
（1）推進体制

行政改革の推進に当たっては、行政改革推進委員会のほか、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とし、庁内の部長職で組織する「行政改革本部」により、行政改革大綱の推進に取り組んでいる。

（2）推進状況の公表

行政改革大綱の推進状況については、各年度の半期ごとに調査し、その結果を行政改革本部及び行政改革推進委員会に報告するとともに、市報、ホームページ等で市民に公表する。

■行政改革の推進体制



7 行政改革推進委員会の会議の公開

本市では、市民等が参加される会議については、非公開情報に係る審議を除いて会議及び会議録の公開を行っており、当委員会の会議の公開については「武藏村山市行政改革推進委員会の会議の公開に関する運営要領」に基づき対応しているところである。

そのため、会議の傍聴の申込みがあった場合には、傍聴の許可を行うものである。

(資料一覧 4 ページから 8 ページ 「資料 3 武藏村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」及び「資料 4 武藏村山市行政改革推進委員会の会議の公開に関する運営要領」参照)

報告事項2 武蔵村山市第七次行政改革大綱推進計画（令和7年度）の策定について

武蔵村山市第七次行政改革大綱（令和3年3月策定）を踏まえて、行政改革を具体的かつ計画的に推進するため、行政改革大綱推進計画を策定したものである。

参考 行政改革大綱推進計画（令和7年度）の修正項目（2項目）

【改革の柱①】時代の変化に対応した行政サービスの提供

項目番号	推進項目	内 容	推進計画	所管課	備考
27	空き家対策事業の実施	市内にある空き家の実態把握を行い、市の実情にあつた空家等対策計画を策定した上で、空き家対策を実施する。	R7 — ⇒実施 達成基準 実施	都市計画課	事業を推進・拡充するため実施時期を令和6年度から令和7年度に変更

【改革の柱②】将来を見据えた弾力的な行財政基盤の確立

項目番号	推進項目	内 容	推進計画	所管課	備考
43	代替休暇制度の導入	職員の健康保持、業務能率の確保を図るため、ノーカー残業デーや時差勤務を継続するほか、月60時間超の時間外勤務を行った際に代替休暇を取得する制度を導入する。	R7 — ⇒実施 達成基準 実施	職員課	実施時期を令和6年度から令和7年度に変更

議題1 委員長及び副委員長の互選について

1 委員長及び副委員長の選出に関する条例上の規定

武蔵村山市行政改革推進委員会条例（平成10年武蔵村山市条例第16号）第4条第2項の規定により、委員長及び副委員長については、委員の互選により選任することとしている。

○武蔵村山市行政改革推進委員会条例 - 抄 -

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 委員長及び副委員長の選任

武蔵村山市行政改革推進委員会条例（平成10年武蔵村山市条例第16号）第4条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選する。

(1) 委員長の互選

委員長

(2) 副委員長の互選

副委員長

議題2 令和6年度末における第七次行政改革大綱の推進状況について

○ 令和6年度末における第七次行政改革大綱の推進状況

1 推進状況調査の実施

- (1) 調査依頼：令和7年5月30日（金）
- (2) 回答期限：令和7年6月16日（月）

2 推進状況調査の結果

別添「武藏村山市第七次行政改革大綱 令和6年度末推進状況報告書」のとおり。

議題3 その他

○【参考】次回以降の会議の開催日程

日程（予定）	場所	評価対象事案（予定）
第2回～第6回 令和7年10月中旬から同年11月初旬にかけて ※会議時間は1時間30分予定	調整中	・武藏村山市第八次行政改革大綱（素案）及び（仮称）DX推進計画（素案）について
第7回 令和7年11月中旬から11月下旬頃 ※会議時間は1時間30分予定	調整中	・答申書（案）について
第8回 令和8年1月中旬から同年2月中旬頃 ※会議時間は1時間30分予定	調整中	・令和7年度上半期における第七次行政改革大綱の推進状況について

×モ

資料一覧

資料名	頁
資料1 武蔵村山市行政改革推進委員会条例	1
資料2 武蔵村山市行政改革推進委員会委員名簿	3
資料3 武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針	4
資料4 武蔵村山市行政改革推進委員会の会議の公開に関する運営要領	8

○武蔵村山市行政改革推進委員会条例

（平成 10 年 3 月 31 日）
（条例 第 16 号）

（設置）

第1条 武蔵村山市における行政改革を推進し、もって開かれた簡素で効率的な市政運営を図るため、武蔵村山市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 行財政運営の在り方に関すること。
- (2) 行政改革の方策に関すること。

2 前項に規定するもののほか、委員会は、行財政運営及び行政改革に関する施策の推進に關し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員 7 人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 5 人
- (2) 公募による市民 2 人

2 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 8 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項の改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年3月5日条例第2号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月10日条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月5日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月6日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月13日条例第2号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○武藏村山市行政改革推進委員会委員名簿

(五十音順 (敬称略))

氏 名	選 出 区 分	任 期	備 考
小暮 実	識見を有する者	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 3月 31日まで	新任
坂野 貴弘	識見を有する者	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 3月 31日まで	新任
島 久美子	識見を有する者	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 3月 31日まで	新任
田邊 進一	識見を有する者	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 3月 31日まで	新任
山口 敬子	識見を有する者	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 3月 31日まで	新任
伊藤 ちえ子	公募による市民	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 3月 31日まで	新任
杉本 哲二	公募による市民	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 3月 31日まで	新任

○武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

(平成19年6月11日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この指針は、武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成18年10月11日市長決裁。以下「設置運営指針」という。）第11条第2項及び第13条第2項の規定に基づき、武蔵村山市における附属機関等の会議（以下「会議」という。）及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この指針において使用する用語は、設置運営指針において使用する用語の例による。

(会議の公開の可否)

第3条 会議の公開の可否は、附属機関等の長（以下「議長」という。）が会議に諮って決定する。

(会議の非公開)

第4条 前条の規定により会議を公開することと決定した場合であっても、非公開情報（設置運営指針第11条第1項ただし書に規定する場合に該当する情報をいう。以下同じ。）を審議する会議は、公開しない。

2 一の会議で、非公開情報と非公開情報以外の情報を審議するときは、非公開情報以外の情報の審議に限り公開するものとする。

3 前2項の場合において、一の情報を非公開情報として取り扱うことの可否は、議長があらかじめ会議の庶務を処理する課又はこれに相当する組織の長（以下「庶務担当課長」という。）と協議して決定するものとする。

4 議長は、前項の規定により一の情報を非公開情報として取り扱うことと決定したときは、当該決定に係る非公開情報を審議する会議において、庶務担当課長をして当該情報を非公開情報として取り扱う理由を説明させ、当該決定について当該附属機関等の委員の承認を受けるものとする。

(会議の公開の方法)

第5条 会議の公開は、これを傍聴させることにより行う。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始時間の10分前までに、附属機関等の会議の傍聴申込書（第1号様式）により議長の許可を受けなければならない。

3 議長は、会議を傍聴しようとする者が武蔵村山市議会傍聴規則（昭和55年武蔵村山市議会規則第2号。以下「市議会傍聴規則」という。）第6条各号のいずれかに該当するときを除き、前項の許可をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、議長は、会議を開催する場所の収容能力を超える傍聴の申込みがあったときは、当該収容能力を超える申込みについて、同項の許可をしないことができる。

5 前項の場合における第2項の許可は、原則として申込みの順序によるものとする。

(会議次第の配布等)

第6条 議長は、会議の傍聴の許可を受けた者（以下「傍聴者」という。）に会議の議題を記載した会議次第を配布する。

2 傍聴席は、原則として椅子のみとする。

（傍聴者の遵守事項等）

第7条 傍聴者は、市議会傍聴規則第7条に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 傍聴者は、議長が会議に諮って許可した場合を除き、写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。

3 議長及び庶務担当課長は、前2項の規定に違反する傍聴者があるときは、必要な指示をするものとする。

4 議長は、前項の指示に従わない傍聴者があるときは、これを退席させることができる。

（会議公開運営要領の制定）

第8条 議長は、第3条の規定により会議を公開することと決定したときは、会議に諮って会議の公開に関する運営要領を定めるものとする。

2 前項の運営要領は、第2号様式に準じて定めるものとする。

（会議開催情報の公表の方法）

第9条 設置運営指針第12条の規定により会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するときは、庶務担当課長は、会議の開催情報（第3号様式）を市政情報コーナーに備えるとともに、その概要を市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の規定による会議の開催情報の公表は、会議の開催日の1週間前までに行わなければならぬ。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

3 第4条第1項又は第2項の規定により、会議を非公開とし、又は会議の一部を公開するときは、庶務担当課長は、第1項の規定による公表に際し、その旨及びその理由を示すものとする。

（会議録の作成）

第10条 会議録の作成は、次に掲げるところによる。

（1）第4号様式に準ずること。

（2）審議経過がわかるように、主な意見等を簡潔に記載すること。

（3）発言者の氏名（職名その他発言者を識別できる情報を含む。以下同じ。）は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときは、この限りでない。

（会議録の承認）

第11条 会議録は、当該会議録に係る会議の開催日以後1か月以内に、会議において承認を受けて確定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に会議を開催する予定がないときその他同項の規定により難いときは、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員全員の承認を受けることにより、同項の承認に代えることができる。

(会議録等の公表)

第12条 会議を公開により開催したときは、当該会議の会議録の全文又は概要及び会議資料を市ホームページに掲載し、及び市政情報コーナーに備えるものとする。ただし、次に掲げる会議資料は、市ホームページに掲載しないことができる。

- (1) 電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作成していないものその他市の使用に係る電子計算機に記録されていないもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載しないことに合理的な理由があるもの
- 2 非公開により開催された会議の会議録の公開の手続は、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第2章第1節に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成19年7月1日から施行する。
(審議会等の会議の公開に関する基本方針等の廃止)
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
 - (1) 審議会等の会議の公開に関する基本方針（平成10年10月6日市長決裁）
 - (2) 審議会等の会議の公開に関する実施指針（平成11年1月12日市長決裁）
 - (3) 審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針（平成11年1月12日市長決裁）
(経過措置)
- 3 この指針の施行の際、現にこの指針による廃止前の審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針第4項の規定に基づいて制定された審議会等の会議の公開に関する運営要領は、第8条第1項の規定に基づいて制定されたものとみなす。

附 則（平成20年4月9日市長決裁）

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行の日以後に作成する会議録から適用する。

様式 一略一

(参考 1)

○武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針 - 抄 -

(会議の公開)

第11条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第8条各号のいずれかに該当する情報を取り扱うとき、又は会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、会議を公開しないことができる。

2 会議の公開に関する手続は、市長が別に定める。

(会議開催情報の公表)

第12条 会議が開催されるときは、市長等は、あらかじめ、市政情報コーナー、市のホームページ等で会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するものとする。

(会議録等の公表)

第13条 会議が公開により開催されたときは、市長等は、その会議録（以下「会議録」という。）の全文又は概要及び会議資料（審議に必要な資料として配付するものをいう。以下同じ。）を公表するものとする。

2 会議録の作成、公表等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(参考 2)

○武蔵村山市議会傍聴規則 - 抄 -

(傍聴できない者)

第6条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼツケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線、マイクの類を携帯している者
- (5) 笛、ラツパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に定めるもののほか議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 特別な場合を除くほか、帽子、えり巻などを着用しないこと。
- (3) 飲食や喫煙をしないこと。
- (4) 会議における討論などに対して、賛否を表明したり拍手をしないこと。
- (5) 私語、談笑などを慎むこと。
- (6) 決められた出入口以外からは、出入りしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

○武蔵村山市行政改革推進委員会の会議の公開に関する運営要領

平成 11 年 7 月 7 日
委 員 会 決 定

改正：平成 19 年 8 月 16 日

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成 19 年 6 月 11 日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、武蔵村山市行政改革推進委員会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

(非公開情報の承認)

第3条 議長は、会議公開指針第 4 条第 3 項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

(会議の一部公開)

第4条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

(傍聴の許可)

第5条 議長は、会議の開会前に、会議公開指針第 5 条第 2 項の規定による許可を行うものとする。

2 議長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が会議に諮って定める。